

Go To トラベル事業 (地域共通クーポン)



※本資料の内容は、今後の感染状況や、感染症の専門家のご意見、
政府の全体方針等を踏まえて変更することがあります。

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次

1. 事業の目的	P. 2
2. 地域共通クーポンの概要	P. 5
3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで	P. 18
4. 問い合わせ先	P. 27

1. 事業の目的

1. 事業の目的

観光需要喚起による地域経済の回復

観光産業は、旅行業や宿泊業のみならず、貸切バス、ハイヤー・タクシー、レンタカー、フェリー、飲食業、物品販売業など、裾野が非常に広く、地方経済を支える重要な産業であるが、新型コロナウイルス感染症発生直後より、大変深刻な影響を受けている



多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く利用できる地域共通クーポンの発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出

1. 事業の目的

「安全で安心な新しい旅のスタイル」の普及・定着

感染拡大の防止と観光振興の両立を図っていく必要があり、そのためにも安心して観光・旅行に行って頂ける環境を整えることが重要



観光関連事業者と旅行者の双方に感染拡大防止策の実施を求め、
本事業を通じて、ウィズコロナの時代における「安全で安心な新しい
旅のスタイル」を確立し、普及・定着させる

4

2. 地域共通クーポンの概要

2. 地域共通クーポンの概要

(1) 地域共通クーポンの給付額

- ・旅行代金の15%相当額を地域共通クーポンとして旅行者に配布
※ 旅行代金の15%に1,000円未満の端数が生じる場合には四捨五入
= 端数が500円以上の場合は1,000円を付与
- ・一人一泊あたり6,000円が上限（日帰り旅行は3,000円が上限）



2. 地域共通クーポンの概要

(2) 発行形態・券種

- ・**発行形態**：①紙クーポン
②電子クーポン
- ・**発行券種**：①紙クーポン：券種1,000円
②電子クーポン：券種1,000円、2,000円、5,000円

イメージ

①紙媒体のクーポン（商品券）



②電子媒体のクーポン



※ 取扱店舗は、紙クーポン・電子クーポンのいずれか一方のみを取り扱うこととしても構わない。

2. 地域共通クーポンの概要

(2) 発行形態・券種

【①紙クーポン】

・発行券種：券種1,000円

【偽造防止対策】

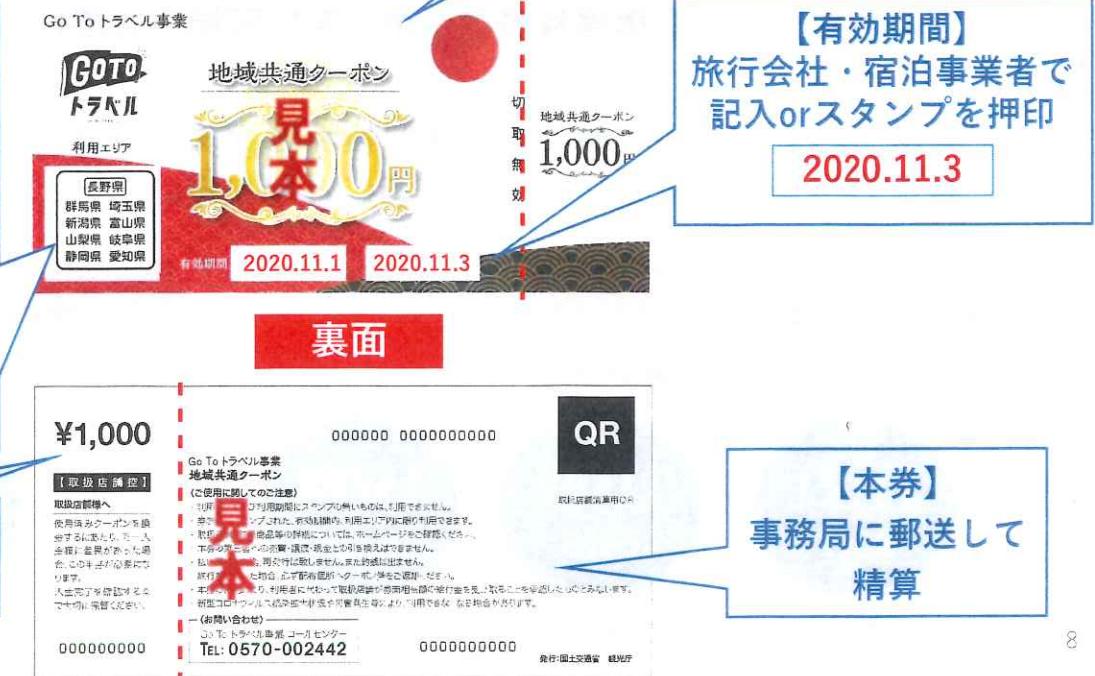
隠し文字等

表面

【利用エリア】
旅行会社・宿泊事業者で
スタンプを押印

(例)宿泊地=長野県の場合

長野県
群馬県 埼玉県
新潟県 富山県
山梨県 岐阜県
静岡県 愛知県



2. 地域共通クーポンの概要

(2) 発行形態・券種

【②電子クーポン】

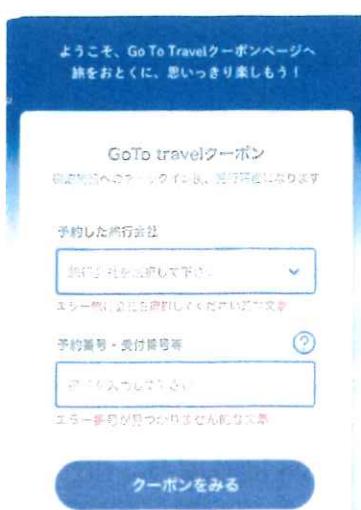
・発行券種：券種1,000円、2,000円、5,000円

① 受取ページへの
ログイン

② 発行したい券種を選択

③ クーポン発行

④ 取扱店舗のQRコード
読み取り



⑤ 店舗に提示し
決済確認

※取扱店舗においては、登録完了時に提供されるQRコードを置ければ、特段の設備の用意は不要。

2. 地域共通クーポンの概要

(3) 有効期間

・宿泊旅行の場合 : 宿泊日及びその翌日

・日帰り旅行の場合 : 旅行の当日

※ 別途お知らせする地域共通クーポン制度開始日以降に開始する旅行を対象とする。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、地域共通クーポンの配布及び利用を全部又は一部停止することがある。

2泊3日旅行の場合

有効期間

11/21
Day1

(宿泊)

11/22
Day2

(宿泊)

11/23
Day3

(宿泊)

日帰り旅行の場合

有効期間

11/21
Day1

(日帰り)

10

2. 地域共通クーポンの概要

(4) 利用エリア

・宿泊地（日帰り旅行の場合は主たる目的地）の属する都道府県及び当該都道府県に隣接する都道府県

宿泊地（日帰り旅行の場合は主たる目的地）が福島県の場合

利用エリア

宿泊地
(主たる目的地)

福島県

隣接する都道府県

宮城県 山形県 新潟県 茨城県 栃木県 群馬県

※ 複数の宿泊地を内容に含む旅行の場合にあっては、最初の宿泊地においてすべての地域共通クーポン（最初の宿泊地の属する都道府県及びその隣接都道府県を利用エリアとするもの）を旅行者に配布する。ただし、旅行業者等が対応できる場合には、宿泊地ごとに分割して配布することができる。

2. 地域共通クーポンの概要

(5) 利用可能店舗

- ・**地域共通クーポンの取扱店**として、Go To トラベル事務局の登録を受けた店舗（土産物店、飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む。）
- ・地域共通クーポンの利用対象とならない商品・サービスについては、観光庁において調整中。
- ・地域共通クーポン取扱店かどうかは、**店頭など見えやすい場所でのステッカー・ポスター掲示、リストの公式HPでの公表**により、旅行者にわかるよう可視化

ステッカーのイメージ



2. 地域共通クーポンの概要

(6) 地域共通クーポンの配布方法

旅行・宿泊商品の購入先	発行形態	旅行者に配布する主体
①旅行業者等	店頭販売 WEB販売等	紙 紙 電子
②宿泊施設		紙
		旅行業者等 宿泊施設の了承が必要) 事務局

※ 事務局は、旅行業者等や宿泊施設に対して、登録完了後にあらかじめ一定数の紙クーポンを発送。不足が見込まれる場合には、旅行業者等又は宿泊施設からの事前連絡に基づき、事務局から追加配達を行う。

※ **旅行業者等・宿泊施設**は、旅行者に紙クーポンを引き渡す際、**利用エリア及び有効期間をスタンプ等により記載**した上で、旅行予約ごとに、配布する**紙クーポンの裏面左下の券番号を記録・保管**するか、裏面右上の**QRコードを読み取り記録・保管**する必要がある。



2. 地域共通クーポンの概要

(7) 地域共通クーポンの配布方法

① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

原則

- 旅行業者等が旅行者に紙クーポンを配布（旅行代金精算時など）

旅行業者等



旅行者



※ 旅行の申込がキャンセルされた場合には、旅行業者等の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める

(仮に返還が行われない場合には、事務局は当該旅行業者等又は旅行者に対し、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う)

14

2. 地域共通クーポンの概要

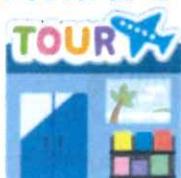
(7) 地域共通クーポンの配布方法

① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

WEB販売等

- i) 宿泊施設が旅行者に紙クーポンを配布（チェックイン時）

旅行業者等



枚数等を伝え
宿泊施設に依頼

宿泊施設



旅行者



- ii) 電子クーポンを配布（旅行日当日）

旅行業者等



予約番号、宿泊日
宿泊施設名
等を伝達

事務局



旅行者



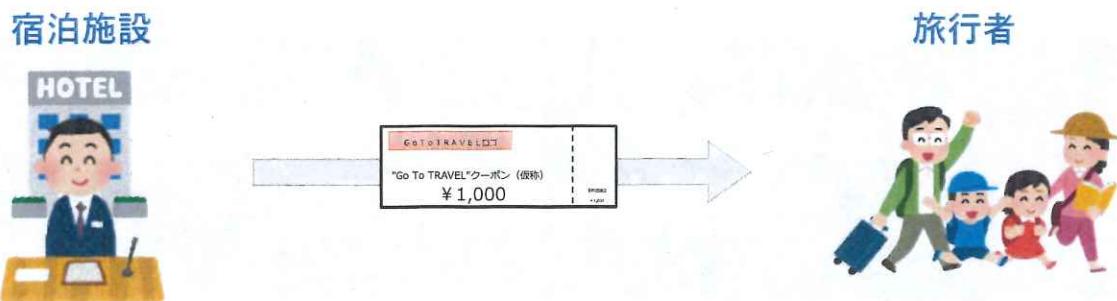
15

2. 地域共通クーポンの概要

(7) 地域共通クーポンの配布方法

②宿泊施設に直接宿泊の予約をした場合

宿泊施設が旅行者に紙クーポンを配布（チェックイン時）



※ チェックイン後に宿泊内容の変更（例：滞在日数の短縮）があった場合であって地域共通クーポンの付与枚数が減少する場合には、当該宿泊施設の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める
(仮に返還が行われない場合には、事務局は当該宿泊施設又は旅行者に対し、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う)

16

2. 地域共通クーポンの概要

(8) 地域共通クーポンの取扱いに関する留意事項（禁止事項）

地域共通クーポンと現金との交換



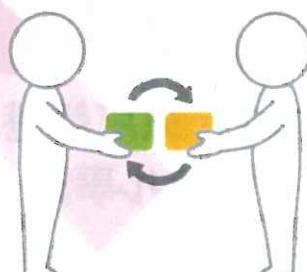
地域共通クーポンで購入した商品の返品の際の返金



券面額以下の利用の場合のお釣りの返却



地域共通クーポンの交換



17

3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

18

3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

(1) 登録申請

① 登録申請方法

- ・地域共通クーポン取扱店舗となることを希望する者は、申請に必要な書類に必要事項を入力又は記入し、以下のいずれかの方法で申請

※ 登録申請は、法人単位で行う。 複数の店舗を持つ事業者は、対象となる店舗についてとりまとめて申請を行う。（フランチャイズ店、商店街、大型商業施設等は特例有）

1) 公式ホームページで申請

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/> (Go To トラベル事業者向けサイト)

2) 郵送で申請

〒100-6051 東京都港区西新橋1丁目24番14号
「Go To トラベル事業 地域共通クーポン取扱店舗登録事務局」

※ 郵送による申請を希望する場合であって、申請書類一式が必要な場合には、
Go To トラベル コールセンターに連絡

19

3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

(1) 登録申請

② 申請に必要な書類

①取扱店舗登録申請書

店舗名、担当者氏名、郵便番号、住所、電話番号、
メールアドレス、定休日、営業時間、
取扱希望クーポン（紙・電子）等を記入

②取扱希望店舗リスト

同意いただく参加条件の詳細は
追ってお知らせします

③Go To トラベル事業参加同意書

遵守すべきガイドラインの名称を
記入した上で遵守を誓約

④口座確認書

⑤口座情報が確認できる書類

（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）

⑥日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類

（開業届、確定申告書、納税証明書、業種に係る許可証・
免許証の写し等）

※ 公式ホームページで申請する場合には、申請様式のダウンロードは不要

20

3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

(2) 登録後

ステッカー・ポスターに記入し掲示



掲示したポスターの写真を事務局に提出



クーポン取扱いについての従業員研修



電子クーポン用2次元コードの設置



21

3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

(3) 利用者からの受取の際のフロー

①お会計（支払い額の提示）

②旅行者から地域共通クーポン使用の意思表示

③商品・サービスが地域共通クーポンの**利用対象**か確認

④地域共通クーポンが**偽造等**されたものでないかを確認

地域共通クーポンに印字された**利用エリア**と**有効期間**を確認

⑤利用者から地域共通クーポンを受け取り商品等を受け渡し

⑥ミシン目に沿って地域共通クーポンを**切り離して保管**



精算へ



入金確認まで保管

3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

(4) 精算

① 紙クーポンの換金請求方法

① 換金用伝票に
必要事項を記入

② 換金用伝票を
表紙にしてクーポンを
輪ゴムで束ねる

③ 封筒又は段ボールに
宅配伝票を貼り送付



使用済み地域共通
クーポンの本券



※ 換金用伝票は登録時に配布する
ほか、HPよりDL可能

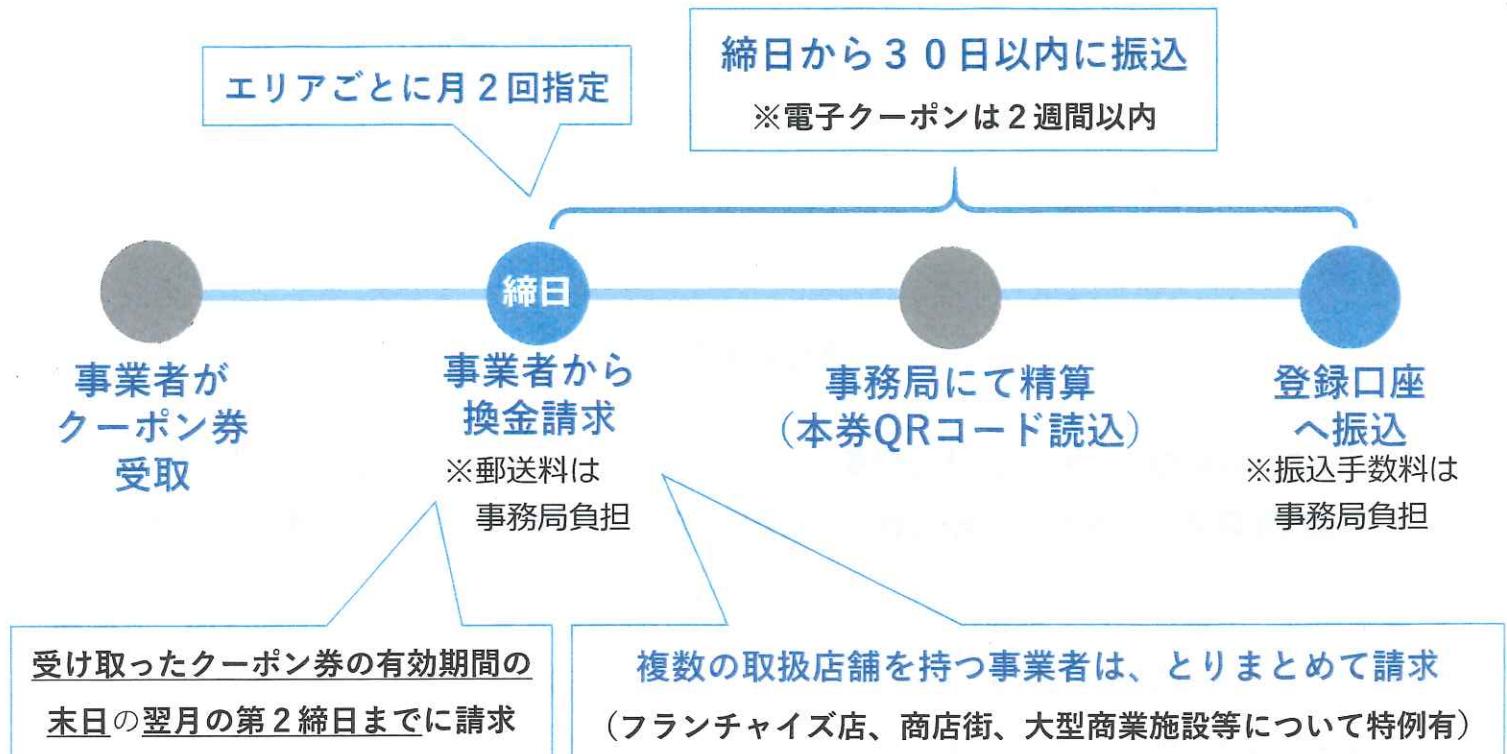
② 電子クーポンの換金請求方法

- 利用者がQRコード標識を読み込み**電子クーポンを利用することに**
より、換金の請求が自動的に行われる。

3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

(4) 精算

【紙クーポンの場合】



3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで

(5) フランチャイズ店・商店街・商業施設等における登録・精算

	取扱店舗の登録	クーポン券の精算
複数の店舗を持つ事業者	とりまとめて申請	とりまとめて請求
フランチャイズ店	原則とりまとめて申請 〔本部を1事業者として登録することも可〕	とりまとめて請求可能 〔本部を1事業者として精算することも可〕
商店街 ・ 大型商業施設等	〔商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなどについて〕 とりまとめて申請可能	〔商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなどについて〕 とりまとめて請求可能

- ※ 取扱店舗の申請のみをとりまとめ、精算の請求は個々の事業者毎としても構わない。
- ※ 事務局では、とりまとめに係る費用を負担しない。

(6) 登録の取消し

- ① 申請内容に虚偽等があった場合
- ② 地域共通クーポン取扱店舗が取扱要領の規定に違反した場合
- ③ 地域共通クーポンの取扱いに関する事務局による指示に違反した場合
- ④ その他の地域共通クーポン取扱店舗として適切でないと事務局が判断する場合



地域共通クーポン取扱店舗としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消す

- ※ 事務局は、必要に応じて取扱店舗（取扱店舗からの換金請求をとりまとめる商店街・大型商業施設その他の者を含む）から報告を求め、また、立入調査を行うことができる
- ※ 取扱店舗登録が取り消された場合、以後、地域共通クーポンの取扱いを行うことができない²⁶
- ※ 不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得る

4. 問い合わせ先

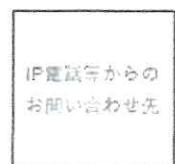
4. 問い合せ先

Go To トラベル事業 コールセンター



0570-017-345

受付時間：10:00～19:00 年中無休



回線数増設しました！

03-6747-3986

受付時間：10:00～19:00 年中無休

Go To トラベル事務局公式サイト

▼ 事業者向けサイト

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

▼ 旅行者向けサイト

<https://goto.jata-net.or.jp/>